

政策体系	政策No.	1	政策名	快適で魅力あるまちづくり			施策主管課		建設政策課	
	施策No.	1	施策名	生活基盤の充実	重点施策	○	施策主管課長名		茶園 一智	
施策関係課名	企画政策課、林務水産課、商工振興課、建設施設管理課、建築住宅課、建築指導課、都市計画課、区画整理課、上下水道部水道管理課、上下水道部水道工務課									
1 基本計画期間(平成25年度～平成29年度)における施策の方針										
生活基盤をより充実させるため、各地域の特性を活かした土地利用による住宅供給や景観整備を行い、美しい街並みを形成するとともに、良質な水の安定供給に努める。また、賑わいや活力を生み出す中心市街地の活性化を進めるため、国・県と連携を図り、市民、事業所、行政が相互に連携して計画を進める。										
2 施策の目的と成果把握										
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)			市域、市民							
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)			単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	市域面積	km <sup>2</sup>	見込み値		603.68	603.15	603.18	603.18	603.18	603.18
			実績値		603.68	603.15	603.18	603.18	603.18	603.18
B	人口	人	見込み値		129,098	128,362	128,861	129,360	129,679	130,000
			実績値		127,475	127,283	126,773	126,962	125,447	
C			見込み値							
			実績値							
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)			住みやすいまちになる ※「住みやすい」とは、 ・安全安心で快適である。(例)美しい街なみ。おいしい水等。							
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)			◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)							
			単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合	%	成り行き値		52.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
			目標値		58.0	71.2	71.2	71.2	71.2	71.2
			実績値		72.2	66.6	67.8	67.1	64.5	
			達成率		124%	94%	95%	94%	91%	
			結果		◎	△	○	△	△	
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)			⑥ 平成29年度の目標値設定の考え方							
A ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査			「ゆとりある住みやすいまちであると感じている市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると71.2%と高い水準となっているが、「無秩序な開発が進んでいると感じる」市民の割合や、「中心市街地が活性化していないと感じる」市民の割合が増加し、成果指標の低下が懸念されることから、地域の特性に応じた生活基盤の整備を図ることにより、現状維持に努める。							
			B							
			C							
			D							
			E							
			F							

**3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)**

- 市営住宅の老朽化に伴い、より一層長寿命化対策に取り組むとともに、民間の木造住宅の耐震化及びアスベスト対策を推進することで、良好な住環境の整備を図る必要がある。
- 狭あい道路の改善を図り、良好な市街地環境の確保に資する必要がある。
- 水道施設は、老朽化による機能低下が懸念されていることから、効率的かつ計画的な改修や合理的な配水体制を構築する必要がある。
- 土地利用については、適正な用途地域指定を行うことにより、引き続き秩序ある市街地整備の促進を図る必要がある。また、地域の持つ自然景観や歴史的景観の保全を図る必要がある。
- 中心市街地を活性化させていくため、各地域の持つ特性を十分に考慮し、商店街・事業所周辺において、賑わいや活力ある街並み整備に取り組む必要がある。
- 公園緑地の整備については、「緑の基本計画」に基づき、拡充を図る必要がある。

**4 施策の特性・状況変化・住民意見等**

**① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)**

ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>■建物の耐震化やアスベスト対策等を推進し、安心・安全なまちづくりに取り組む。</li> <li>■安全な水の安定供給に努める。</li> <li>■地域にあった土地利用計画により、適正な開発や規制を行い、住みやすいまちづくりを誘導する。</li> <li>■景観法に基づく景観行政団体として、本市の特性を活かした良好な景観の保全や新たな景観形成に向けた取り組みを推進し、より一層魅力的で活力ある「霧島市ならではの」まちづくりを目指す。</li> <li>■中心市街地活性化のための施策や周辺整備に取り組む。</li> <li>■公園整備は整備目標を定め、住民の要望に合った整備に取り組む、また、既存公園施設の安全確保と機能保全に取り組む。</li> <li>■地域と一体となって、バリアフリーのまちづくりに取り組む。</li> <li>■市営住宅の既存ストックを有効活用し、改善等を進めていく。また、建替事業については、老朽した住宅の除去を進めながら、良質で住みやすい住環境の整備を図る。</li> <li>■良質な住環境を確保するため、土地区画整理事業を推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活に必要なライフライン(水道、電気、ガス、通信など)を提供する事業者は、安全快適で安定したサービス等の提供に努める。</li> <li>■建物の耐震化、アスベスト対策に努める。</li> <li>■土地利用計画や関連法規(建築基準法等)を遵守し、住みやすい生活基盤づくりに取り組む。</li> <li>■景観の保全及び形成について市民・事業者・行政で協働して推進していく。</li> <li>■中心市街地活性化を図るため、商店街等は協力し魅力あるまちづくりを目指す。</li> <li>■美しい街並み景観を構築するため、地域が一体となって取り組む。(地域地区の道路、公園等…各自治会単位)</li> <li>■住宅や商店街、事業所等においては、安心して暮らせるよう段差のない歩行者空間などバリアフリーに取り組む。</li> <li>■関連法規(土地区画整理法等)を遵守し、良質な住環境整備に努める。</li> </ul>

**② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?**

- 平成25年に耐震改修促進法が改正施行されたことにより、一定規模の大規模建築物に係る耐震診断が義務付けられ、耐震化に対する支援が求められている。
- 平成25年4月1日に霧島市景観条例が全面施行され、景観計画区域内において建築物の新築等を行う者は、景観法及び霧島市景観条例に基づく事前協議が必要となった。
- 近年、市内中山間地域において、急速に、太陽光発電施設が普及し、良好な景観を維持する上で全国的にも問題視されていること等から、霧島市景観条例及び霧島市景観計画の改正を行った。
- 中心市街地活性化のため、基本計画の策定に変わる新たな施策・事業の導入を検討することが必要である。
- 公園施設の老朽化が進行していることから、計画的な維持管理を行い、公園施設の長寿命化を図る必要がある。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律やユニバーサルデザイン(\*身障者・高齢者のみならず健全者を含め全ての人に使いやすい施設)への対応が必要である。
- 駅周辺や公共施設等においては、段差解消など誰でも利用しやすい環境整備が求められている。

**③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?**

- 市民や議会から市営住宅の駐車場の整備を求める要望がある。また、議会から子育て世帯用住宅の建設を求める要望がある。
- 議会や所有者、業界団体から、大規模建築物の耐震化に対する助成についての要望が出されている。
- 市民から中心市街地活性化については、街なかの回遊性を高める道路整備などを積極的に推進するよう要望がある。
- 各地域や議会から、憩いの場として公園の整備を求める要望がある。
- 公園利用者から施設の改修や更新を望む意見がある。
- 市民や議会から区画整理事業の早期完了を望む意見がある。また、区画整理事業内の公園整備も求められている。



基本事業No.	1-1-1	基本事業名	住宅環境の整備	基本事業 主担当課	・建築住宅課 ・建築指導課 ・区画整理課
---------	-------	-------	---------	--------------	----------------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

- 「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存の住宅ストックを有効活用するとともに、住宅助成制度を推進する。
- 良質な住環境を確保するため、土地区画整理事業などを引き続き推進する。

※「住宅ストック」とは、既存住宅、あるいはある時点で存在しているすべての住宅のこと。

②対象	市民	③意図	ゆとりある住宅を確保できる
-----	----	-----	---------------

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	ゆとりある住宅が確保できていると感じる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	43.0	75.0	74.0	73.0	72.0	71.0
				目標値	45.0	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0
				実績値	76.5	75.2	75.1	76.3	77.6	
				達成率	170%	98%	98%	99%	101%	
				結果	◎	○	○	○	○	

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A 今後も年次的に住宅施策の推進を図り、また、今後「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき既存の住宅ストックの有効活用や、住環境を確保するための整備事業を推進し、さらに「住宅関連助成制度」等を講じることで、1.9%の増を見込む。

**4 平成28年度基本事業の取組方針**

- 「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存の住宅ストックを有効活用するため、市営住宅の改善を進める。また、良質で住みやすい住環境を確保するため、建替事業等も進めていく。
- 木造住宅の耐震化やアスベスト対策を促進するために、周知広報のほか、それぞれに要する費用に対して、継続的に助成を行っていく。
- 大規模建築物の耐震化工事の早期着手に向けて指導を行う。
- 良質な住環境を確保するため、土地区画整理事業を引き続き推進する。

**5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

- 既存の住宅ストックのうち、市営住宅の外壁改修については、新清水団地2棟(各16戸)及び第二大塚団地1棟(12戸)、個別改善については、内山田団地A棟(24戸)・上井団地2棟(各24戸)、浄化槽改修については、計牛団地(12戸)を行い、住環境の整備が進み、有効活用が図られた。また、建替えのために既設の団地の解体をし、敷地造成工事を行った。
- 消防フェスタや技術者向け説明会等の機会を捉えて、木造住宅の耐震化やアスベスト対策の啓発を行ったほか、3件の木造住宅の耐震診断に対する補助を行った。
- 大規模建築物の耐震診断1件、耐震改修工事1件に対する助成を行った。
- 麓第一、浜之市、隼人駅東地区の土地区画整理事業において、都市計画道路・区画道路の整備工事、宅地整地工事を行い、事業の進捗を図ることができ、良質な住環境の確保ができた。

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

達成状況については、市民意識調査による「ゆとりある住宅が確保できていると感じる市民の割合」の平成28年度実績値は77.6%であり、平成27年度実績値76.3%に対して1.3ポイント上昇した。なお、「どちらかといえばそう思う」と答えた人が43.5%で最も多く、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は77.6%で、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計15.0%を大きく上回っている。

年齢別では18・19歳の「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の合計が85.7%、20～29歳では82.4%と若年層で高く、地区別では福山地区の「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の合計が87.8%と割合が最も多く、次いで国分地区の82.1%となっている。また、目標をほぼ達成できた要因は、「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の改善が図られたことや、土地区画整理事業などにより、良質な住環境を確保することが出来たためと考えられる。

**7 平成29年度基本事業の取組方針**

- 平成26年度に策定した「霧島市公共施設管理計画」における公共施設の総量縮減を基に、「霧島市公営住宅等長寿命化計画」を平成28年度に見直し、既存の住宅ストックを有効活用するため、市営住宅の改善と建替えを行いながら、管理戸数の適正化に努める。
- 木造住宅の耐震化やアスベスト対策を促進するために、周知広報のほか、それぞれに要する費用に対して、継続的に助成を行っていく。
- 大規模建築物の耐震化工事の早期着手に向けて指導を行う。
- 良質な住環境整備のための区画整理事業を推進するため、関係権利者との交渉及び保留地販売等の財源確保に努め早期完成を目指す。

**8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

- 平成28年度に見直された「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存住宅ストックを有効に活用し、市営住宅の改善等を進めていく。また、建替事業についても、財源を確保しながら、良質で住みやすい住環境の整備を進めていく。
- 木造住宅の耐震化を促進するために、広報啓発に努めるとともに、助成制度の周知を図る。
- 大規模建築物の耐震化については、改修工事等への助成を通じて建物所有者の取組み促進に努める。
- 良質な住環境を確保するため、引き続き関係権利者との交渉及び保留地販売等の財源確保に努め早期完成を目指す。

基本事業No.	1-1-2	基本事業名	安全で良質な水の安定供給	基本事業 主担当課	・林務水産課 ・水道管理課 ・水道工務課
---------	-------	-------	--------------	--------------	----------------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

<b>①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）</b>	
上水道・簡易水道については、引き続き安全でおいしい水を安定して供給できるように、計画的な施設の整備を行う。	
<b>②対象</b>	・市民 ・市内事業所
<b>③意図</b>	・安全で良質な水を安定して供給できる ・おいしい水が確保できる

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
				成り行き値	62.0	80.0	79.0	79.0	78.0
A おいしい水が飲めていると感じる市民の割合	%	市民意識調査	目標値	62.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
			実績値	77.0	78.1	81.7	82.7	81.7	
			達成率	124%	98%	102%	103%	102%	
			結果	◎	○	○	○	○	

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A 施設の整備と給水区域の拡大を進めており、また、水源の水質の保全対策や水質管理を充実させながら現状維持とする。
--

**4 平成28年度基本事業の取組方針** | **5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

上水道、簡易水道については、引き続き安全でおいしい水を安定して供給できるように、耐用年数を基本に施設の更新・耐震化を進め、災害時においても持続可能なライフラインを構築するための整備を行う。また、国分地区の台明寺配水区の施設更新については、継続して行っていく。	配水管等の新設及び老朽管等の布設替工事として、市道八坂本通り線配水管布設替工事他43件、延長13,370mの実施、設備更新工事として、台明寺水源流量調整弁取替工事等の整備を行い、安定した給水能力の維持に努めた。なお、国分地区の台明寺配水区については、布設替等の工事を延長580.67m実施した。
---	---

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

達成状況については、市民意識調査による「おいしい水が飲めていると感じる市民の割合」は、実績値81.7%となり、目標値80.0%に対して達成率は102%となった。なお、「そう思う」と答えた人が45.2%で最も多く、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は81.7%で、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計13.7%を大きく上回っている。年齢別では、70歳以上が「そう思う」と答えた人が61.5%、地区別では、牧園地区が「そう思う」と答えた人が51.4%と割合が最も多くなっている。また、実績値が目標値を上回った要因としては、水道に対する認識を深めてもらうことを目的として、毎年水の週間(8/1~8/7)に実施している水道のPRイベントやホームページによる水質検査結果の公表等により、水道水のおいしさや安全性に対する認識が深まりつつあることが考えられる。
--

**7 平成29年度基本事業の取組方針** | **8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

上水道、簡易水道については、引き続き安全でおいしい水を安定して供給できるように、耐用年数を基本に施設の更新・耐震化を進め、災害時においても持続可能なライフラインを構築するための整備を行う。また、基幹管路等の耐震化として、国分地区の台明寺配水区の施設更新を継続して行っていく。	上水道、簡易水道については、引き続き安全でおいしい水を安定して供給できるように、耐用年数を基本に施設の更新・耐震化を進め、災害時においても持続可能なライフラインを構築するための整備を行う。また、基幹管路等の耐震化として、国分地区の台明寺配水区の施設更新を継続して行っていく。 国分朴木地区飲雑用水施設の霧島市上水道施設への移管のための要件整備を計画的に進めていく。
---	---

基本事業No.	1-1-3	基本事業名	地域にあった土地利用の規制・誘導	基本事業 主担当課	・企画政策課 ・都市計画課 ・建築指導課
---------	-------	-------	------------------	--------------	----------------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

<b>①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）</b>	
「霧島市都市計画マスタープラン」に基づき、都市計画区域及び用途地域の見直しを行い、適正な土地利用の規制・誘導を行う。	
<b>②対象</b>	・市域 ・市民
<b>③意図</b>	適切な土地利用がなされる

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)	
				A	市街地において住居地域・商業地域・工業地域がうまく区分されていると考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	15.0	52.0
目標値	23.0	52.0	52.0	52.0				55.0	55.0	
実績値	55.3	49.1	55.0	54.1				54.3		
達成率	240%	94%	106%	104%				99%		
結果	◎	△	◎	○				○		
B	地域にあわせた土地利用がなされ、秩序ある開発が行われていると考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	19.0	40.0	39.0	38.0	37.0	36.0
目標値				22.0	40.0	40.0	40.0	45.0	45.0	
実績値				38.8	36.1	36.9	37.8	39.1		
達成率				176%	90%	92%	95%	87%		
結果				◎	△	△	○	△		

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A、B 市域全域の地域特性に合わせたゾーニングによる土地利用の誘導や、「霧島市都市計画マスタープラン」に基づく都市計画区域や用途地域の見直しにより、規制や誘導を図る。  
また、併せて市民と協働でのルール作りを進めることで、平成28年度以降は市民の満足度が高まると予想する。

**4 平成28年度基本事業の取組方針**      **5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

■ 一体の都市として総合的な整備を図るため、都市計画区域の見直しを図っていく。また、市街地における開発動向を見極めながら、用途地域の見直しを図っていく。  
■ 建築確認を受けた住宅について、完了検査を的確に実施し、安心安全な街並み形成の推進を図っていく。

■ 都市計画区域の変更について、拡大範囲の素案を作成した。また、都市計画用途地域について、単人駅東地区を第1種住居地域から商業地域に変更すると共に、国分地域の建築物形態規制地域における用途地域指定の素案を作成した。  
■ 建築主および設計者等に完了検査の受検を促すとともに、無断建築や塀の違反築造等に対する改善指導等を実施した。

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

A 市民意識調査による「市街地において住居地域・商業地域・工業地域がうまく区分されていると考える市民の割合」は、平成27年度実績値54.1%に対して、平成28年度の実績値は0.2ポイント増え、54.3%となり、達成率は99%となった。  
B 市民意識調査による「地域にあわせた土地利用がなされ、秩序ある開発が行われていると考える市民の割合」は、平成27年度実績値37.8%に対して、平成28年度の実績値は1.3ポイント増え、39.1%となり、達成率は87%となった。その要因としては、都市計画区域及び都市計画用途地域の見直しについて、素案作成の段階であるため成果指標の目標値に達していないと考えられる。

**7 平成29年度基本事業の取組方針**      **8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

■ 農業振興地域の白地地域について、土地利用の規制・誘導を早急に実施することを目的とし、基礎調査を実施するなど用途地域の設定について調整を行なう。  
■ 都市計画区域の一体化を目指すとともに、国土交通省が推進する施策を導入するため、コンパクトシティの形成について検討を行なう。  
■ 建築確認を受けた住宅について、完了検査を的確に実施し、安心安全な街並み形成の推進を図っていく。

■ 都市計画区域の拡大変更について、住民等関係者の理解を深める。また、国分地域の建築物形態規制地域について、土地利用の規制・誘導を早急に実施するため、都市計画基礎調査及び都市計画用途地域の設定調査を基に、市及び県の農政担当課等と都市計画用途地域の指定の方針を決定し、関係法に基づく変更手続きを実施する。  
■ 建築主および設計者等に完了検査受検の徹底を図るとともに、違反建築物抑制のための指導・啓発に努める。

基本事業No.	1-1-4	基本事業名	景観の保全と整備	基本事業 主担当課	都市計画課
---------	-------	-------	----------	--------------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

<b>①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）</b>	
「霧島市景観条例」や「霧島市景観計画」に基づき、地域が持つ自然景観や歴史的景観の保全と良好な街並み景観の形成を市民、事業所、行政が相互に連携して進めていく。	
<b>②対象</b>	・市域 ・市民
<b>③意図</b>	・歴史的な景観や自然景観が守られる ・地域にあった景観が創られる

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名	単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
				成り行き値	42.0	72.0	71.0	71.0	70.0
A 歴史的な景観や自然景観が守られていると考える市民の割合	%	市民意識調査	目標値	52.0	72.0	72.0	72.0	73.0	74.0
			実績値	71.7	68.3	69.8	71.5	65.9	
			達成率	138%	95%	97%	99%	90%	
			結果	◎	○	○	○	△	

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A 今後も、保全意識の高さや景観を維持することを基本に目標を設定した。また、今後、「霧島市景観計画」や「霧島市景観条例」等による景観形成を図る。
--

**4 平成28年度基本事業の取組方針** | **5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

太陽光発電施設の施設整備が中山間地域で活発であることから、良好な景観を保全するために景観条例及び景観計画の改正を行う。	太陽光発電設備を設置する事業に係る一団の土地の面積の合計が5,000㎡以上のものを申請対象とする景観条例、景観計画の改正を行った。
---	---

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

市民意識調査による「自然の風景や歴史的な建物が守られていると考える市民の割合」は平成27年度実績値71.5%に対して、平成28年度の実績値は5.6ポイント減り、65.9%となり、達成率は90%となった。その要因としては、景観計画を策定してから5年が経過し、改めて自然環境や歴史的景観についての意識が高まったと考えられる。なお、「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合が47.8%で最も高く、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計65.9%と、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計22.5%を大きく上回っている。年齢別では50～60歳代、地区別では国分・溝辺・横川地区で「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合が比較的高い。
--

**7 平成29年度基本事業の取組方針** | **8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

霧島市景観条例及び霧島市景観計画の改正内容の周知に努め、良好な景観の保全を図るために啓発のための広報等を実施し、良好な景観の保全について協力を求める。	霧島市景観計画が策定されてから5年を経過し、策定時点から情勢やまちなみも大きく変化した。今後も、良好な景観を形成していくためにも、情勢等の変化にも対応した景観計画の見直し検討を行い、市民、事業者への協力を求めていく。
---	--

基本事業No.	1-1-5	基本事業名	中心市街地の活性化	基本事業 主担当課	・商工振興課 ・都市計画課
---------	-------	-------	-----------	--------------	------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

<b>①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）</b>	
買い物客の回遊性向上のため、中心市街地整備を行うほか、街なか居住を促進するための取組や少子高齢化に対応した関連施策と連携したまちづくりを進める。	
<b>②対象</b>	・市民 ・中心市街地
<b>③意図</b>	・買い物がしやすくなる ・活性化する（賑わう）

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	国分・隼人の市街地が活性化している(買い物のしやすさ、回遊性)と考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	29.0	67.0	66.0	65.0	64.0	63.0
				目標値	43.0	67.0	67.0	67.0	68.0	69.0
				実績値	68.8	62.8	61.4	60.2	51.6	
				達成率	160%	94%	92%	90%	76%	
				結果	◎	△	△	△	△	

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A 大規模小売店舗立地法の改正により郊外型の大型店舗の立地が規制された(平成19年11月30日施行)ため、これ以上の大規模店の郊外進出がなくなるとすれば、買い物客の郊外への流失はある程度歯止めがかかるものと思われるが、中心市街地の商店街の現状が変わらない限り、大幅な改善には至らないと考える。今後、本市の中心市街地の在り方について検討するとともに、中心市街地活性化基本計画等の見直しによる、活性化策の展望が望まれる。目標設定については、計画策定をしたとしても、すぐには変化は現れにくいいため、後期基本計画期間内においては微増にとどめる。

**4 平成28年度基本事業の取組方針** | **5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

賑わいや活力を生み出す中心市街地の活性化を図るため、市民、事業所、行政が相互に連携してまちづくりを行う。	国分中央地区の求心力の回復に向けた、賑わいの創出や回遊性の更なる向上に向けた取り組みとして、都市再生整備計画(国分中央地区・事業期間：H29～H33)を作成し、幹線道路に囲まれ商業地域に位置する市道町の下2号線の拡幅による利便性向上や、商店街道路のカラー舗装化による回遊性向上を図ることとし、町の下2号線の道路整備を進めた。
--	--

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

A 市民意識調査による「国分・隼人の街は以前より活気があると思う市民の割合」は実績値51.6%となり、目標値68.0%に対して達成率は76%となった。なお、「どちらかといえばそう思う」と答えた人が32.4%で最も多く、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は51.6%と、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計36.9%を上回っている。年齢別では、40歳代～59歳代で「そう思わない」と答えた人の割合が、他年代と比べると比較的に高い傾向にある。要因として、中心市街地については空き店舗率の改善が進まず、回遊性が生まれにくいことが考えられる。また、平成28年度に市民意識調査の質問表現が「国分・隼人の街は以前より活気があると思うか」に変更されたことにより、以前の質問の「買い物のしやすさ、回遊性」に限定された調査内容に対し、「以前との活気の比較」が含まれ、実績値が例年より低下したことも考えられる。

**7 平成29年度基本事業の取組方針** | **8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

賑わいや活力を生み出す中心市街地の活性化を図るため、市民、事業所、行政が相互に連携してまちづくりを行う。	賑わいや活力を生み出す中心市街地の活性化を図るために、基盤整備を進めながら、市民・事業所・行政が相互に連携したまちづくりを行う必要がある。
--	---



基本事業No.	1-1-6	基本事業名	公園・広場等の整備	基本事業 主担当課	・都市計画課 ・建設施設管理課 ・区画整理課
---------	-------	-------	-----------	--------------	------------------------------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

<b>①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）</b>	
「霧島市緑の基本計画」に基づき、公園・広場等の適正な整備を進める。	
<b>②対象</b>	市民
<b>③意図</b>	憩いと交流の場が確保される

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	身近な地域で公園・広場が整備されていると考える市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	52.0	63.5	63.5	63.5	63.5	63.5
				目標値	52.0	64.0	64.0	64.0	65.0	65.0
				実績値	65.3	58.1	61.4	61.4	59.5	
				達成率	126%	91%	96%	96%	92%	
				結果	◎	△	○	○	△	
B	市民一人あたりの公園面積	㎡	公園・広場の整備実態	成り行き値	10.0	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9
				目標値	10.0	9.0	9.0	9.1	9.1	9.2
				実績値	10.5	10.6	10.6	10.6	10.6	
				達成率	105%	118%	118%	116%	116%	
				結果	◎	◎	◎	◎	◎	

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A、B 今後は、その地域にあったバランスの取れた公園整備が必要であり、「霧島市緑の基本計画」により進めていく。

**4 平成28年度基本事業の取組方針**

■公園・広場等の整備は、「霧島市緑の基本計画」の方針に基づき進める。  
 ■「霧島市公園施設長寿命化計画」に基づき、補助事業を有効活用しながら施設の長寿命化対策を計画的に進める。

**5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

■上小川地区コミュニティ広場(国分地区)の整備が完了した。  
 ■補助事業の有効活用については補助金が交付されず単独事業として公園の長寿命化対策を推進した。

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

A 市民意識調査における「身近な地域で公園・広場が整備されていると考える市民の割合」は実績値59.5%となり、目標値65.0%に対して達成率は92%となった。なお、「どちらかといえばそう思う」と答えた人が38.8%で最も多く、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は59.5%と、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合計34.4%を上回っている。年齢別では30歳代～50歳代で「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合が他年代と比べると比較的高い。地区別では、溝辺・牧園・霧島地区で「そう思わない」と答えた人の割合が高かった。  
 B 公園・広場の整備による「市民一人あたりの公園面積」は、実績値10.6㎡であり、目標値9.1㎡に対して達成率116%であった。  
 A及びBの要因としては、これまでの公園整備については一定の評価がなされているものの、子育てを行う世代や子育てを支援する世代の方々が生きている地域において、移動時間を要する場合などがあり、身近な公園としての意識・評価が低くなったと考えられる。

**7 平成29年度基本事業の取組方針**

■「霧島市緑の基本計画」の方針に基づき、公園・広場等の整備を進める。  
 ■「霧島市公園施設長寿命化計画」に掲載する対象施設について、施設の安全性及び利用状況等を踏まえ優先整備施設を選定し、補助事業の有効活用を図りながら、計画的に補修等を進める。

**8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

■公園・広場等の整備は、「霧島市緑の基本計画」の方針に基づき、地域特性等を考慮しながら整備を進める。  
 ■各地区の区画整理地内の事業計画に基づき、一次整備が可能な未整備箇所の整備に取り組む。  
 ■「霧島市公園施設長寿命化計画」に基づき補助事業の有効活用を図りながら、城山公園や丸岡公園の改修を推進する。